

平成29年6月第11回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成29年6月14日第11回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応 招 議 員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
12番	大 槻 和 弘	13番	百 井 いと子
14番	鈴 木 邦 昭	15番	木 村 満
16番	熊 田 芳 子	17番	佐 藤 ア ヤ
18番	佐 藤 實		

○ 不 応 招 議 員（0名）

○ 出 席 議 員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤 貞	副町長	三戸部 貞雄
総務課長	佐々木 人見	企画財政課長	佐藤 顕一
税務課長	菊地 和彦	町民生活課長	山田 勝徳
福祉課長	佐藤 育弘	子ども未来課長	橋元 栄樹
健康推進課長	南條 守一	農林水産課長	菊池 広幸
商工観光課長	齋 義弘	都市建設課長	袴田 英美
施設管理課長	齋藤 輝彦	上下水道課長	川村 裕幸
会計管理者兼会計課長	大堀 俊之	教育課長	岩城 敏夫
教育次長兼学務課長	鈴木 邦彦	生涯学習課長	片岡 正春
農業委員会事務局長	西山 茂男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人見
代表監査委員	澤井 俊一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡辺 壮一	庶務班長	伊藤 和枝
主事	片岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

日程第5 請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について

日程第6 請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成29年6月第11回亙理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 鈴木高行議員、2番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月19日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

6月17日及び6月18日は休会の日でございますが、互理町議会基本条例第5条第4項の規定により、町民に開かれた議会、そして仕事の関係等で平日に議会傍聴ができない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、6月17日及び6月18日は、特に会議を開くことに決定しました。

#### 議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案3件、補正予算案4件、専決処分の承認5件、工事請負契約の締結について外11件の合計23件の議案等が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を8名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。請願2件、陳情等2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項のただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定しましたので報告いたします。

第6、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書1件が提出されておりますので、報告いたします。

第7、監査委員から例月出納検査結果報告書及び財政援助団体等監査結果報告書並びに指定管理団体監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付

しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） おはようございます。

本日、第11回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案12件、諮問2件、承認5件及び報告4件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第45号「亙理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、保育所等に利用申し込みを行っているが、その実施が当面行われない場合、職員は育児休業の再取得及び再延長または育児短時間勤務の再取得ができることになったことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第46号「東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の延長と基準の変更に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第47号「亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、亙理町特別支援連携協議会及び亙理町小・中学校教育環境整備計画検討委員会の設置に伴い、各委員の報酬を追加するため条例の一部を改正するものであります。

議案第48号「工事請負契約の締結について（平成29年度B&G海洋センター漕艇

場災害復旧工事)」につきましては、去る5月12日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。この工事につきましては、東日本大震災により被災したB&G海洋センター漕艇場の災害復旧事業であります。

議案第49号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）」から議案第51号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事）」までの3件の議案につきましては、去る5月19日に入札を執行したそれぞれの避難道路整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第52号「工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）」につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第53号「平成29年度亘理町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億5,827万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億827万7,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、町有林管理経費において、昨年度に引き続き公益財団法人イオン環境財団の支援を受け、吉田浜海岸町有林において開催する復興植樹祭について、駐車場を整備する工事費及び委託料等合わせて170万円を追加補正するもののほか、避難道路等の整備を進める上で荒浜地区藤平橋国有林用地が必要なため、これまで林野庁と払い下げについて協議を行ってきたところであります。払い下げに先立ち林野庁の指定する方法で面積確定等の測量を実施することから、測量業務委託料として266万5,000円を追加補正するものであります。

次に、普通財産等管理経費につきましては、本町が土地を所有している逢隈上郡地区共同墓地において、のり面の石垣が隣接する畑に崩れ出している状況であることから、危険防止のための土どめ工事費として526万円を追加補正するものであ

ります。

続いて、企画事務経費におきまして、鹿島区に対する一般コミュニティ助成金として250万円を追加補正するほか、復興管理事務経費におきましては、平成28年度の事業実績に基づく被災者支援総合交付金の返還金として508万1,000円を追加補正するものであります。

次に、新庁舎建設事業費におきましては、前年度から実施しております新庁舎建設実施設計業務における平成29年度分の不足額2,085万円を追加補正するもののほか、庁舎建設着工の前に実施する必要がある公共ゾーン構内道路整備工事及び上下水道施設整備工事費として、合わせて6,000万円を追加補正するものであります。

また、当初予算において計上していた公共ゾーン防災調整池整備工事及びポンプ設置工事につきまして、工期が平成30年度までかかる見込みであることから、次年度の債務負担行為を設定するとともに、今年度の工事費2億2,270万円を減額するものであります。

次に、「もっとはらこめし ずっとはらこめし 推進事業」費につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、特産品であるはらこめしのPRを行い、本町の知名度向上を図るものであり、イベント開催委託料等を合わせて1,000万円を追加補正するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、障害者福祉費において、次期「亘理町第5期障害者福祉計画」を平成29年度末までに策定するに当たり、現在実施中であるニーズ調査の結果をもとに計画策定を行うための委託料として320万円を追加補正するものであります。

次に、二杉園管理経費におきましては、心身障害児通園施設である二杉園の建物が昭和50年に建設されたものであり、4月に耐震診断調査を行った結果、補強が必要であるとの診断を受けたことから、耐震補強工事費として960万円追加補正するものであります。なお、工事期間中におきましては、吉田保育所仮園舎において園の運営を行うこととしております。

次に、災害救助経費におきましては、今年度から災害援護資金貸付金の本償還が開始されることに伴い、収納管理等を行う機能を既存システムへ導入する委託料として137万2,000円を追加補正するほか、災害援護資金貸付金の宮城県への償還

金として821万7,000円を追加補正するものであります。

以上が民生費の主なものであります。

4款衛生費につきましては、初めに保健福祉センター建設事業費において、新庁舎建設実施設計業務と一体で実施している保健福祉センター建設実施設計業務について、平成29年度分の不足額660万6,000円を追加補正するほか、予防事務経費においては、二次救急医療の確保を図る観点から医療法人等2者に対して助成を行うものであり、二次救急医療運営費補助金として1,550万1,000円を追加補正するものであります。社会医療法人将道会総合南東北病院に対しましては、前年度までは岩沼市が特別交付税を活用して助成を行っていたところではありますが、平成28年度においてその取り扱いが一部改正されたことなどから、利用実績の案分に基づき1,490万1,000円を助成するものであります。独立行政法人国立病院機構宮城病院につきましても、同様に利用実績の案分により60万円を助成するものであり、以上が衛生費の主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、用排水路整備事業費において、排水路等への転落を防止する目的で、東日本大震災により被災した排水路の附帯構造物であるガードレールの復旧工事費540万円を追加補正するほか、多面的機能支払交付金事業費においては、交付金算定に用いる農地面積が農地転用等により減少したことと災害復旧事業等により保全隊の活動ができなかったことにより剰余金が発生したため、交付金返還金として451万6,000円を追加補正するものであります。

次に、鳥の海湾防災緑地整備事業費につきましては、今後整備用地として購入予定である長瀬新海岸地区の測量業務及び胸壁等に対する耐震解析業務等の委託料として500万円を追加補正するものであります。

続いて、森林管理道整備事業費につきましては、地方創生道整備推進交付金を活用して実施する林道一ノ坂線整備事業であり、公共ゾーン周辺道路と一体的に整備することにより、海から山の各交流拠点をつなぐ東西交通ネットワークやアクセスを改善し、来訪者等の利便性向上を図るものであります。今回の補正につきましては、林道の舗装工事に先立ち、測量設計業務委託料864万円を追加補正するものであります。

次に、水産業共同利用施設復興整備事業費（水産加工流通施設）につきましては、亘理町震災復興計画における荒浜地区の水産ゾーン内において、実施主体となる



民間団体を公募した上で水産加工流通施設を誘致するものでありますが、かつて選定された事業者がことし3月末に突如事業廃止を申し出たことから、再公募を行うための経費として補助金等合わせて12億9,169万円を追加補正するものであります。

7款商工費につきましては、今年4月末に交付決定を受けた地方創生拠点整備交付金事業である観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業費において、本町の観光拠点である荒浜地区鳥の海エリア内の町有地にマルシェやイベントなど多目的に使用できる施設を建設するもので、施設建設工事費等合わせて1億4,628万円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、初めに改良事業費において、町道が大雨の際に冠水するため行政区から路面かさ上げの要望があった町道前原線の改良工事費250万円を追加補正するほか、舗装事業費において、側溝改修工事と時期を合わせて実施する町道上郡高屋線舗装工事費として400万円を追加補正するものであります。

次に、橋梁新設改良費におきましては、前年度からの繰越事業として実施予定である鷲屋橋改修工事について内容の精査を行った結果、追加の工事箇所が発生したことなどから工事費1,500万円を追加補正するものであります。

続いて、駅前広場管理経費につきましては、東日本大震災の影響により浜吉田駅から相馬駅間が運休となっていたJR常磐線に係る代行バスの運転によって亘理駅西側広場の路面にわだちが生じたことから、舗装復旧工事費として250万円を追加補正するほか、避難道路新設・整備事業費におきましては、町道荒浜大通線及び町道荒浜江下線における事業の進捗状況からそれぞれ増減を行い、2路線合わせて1億1,000万円を追加補正するとともに、町道荒浜江下線整備における次年度の債務負担行為を設定するものであります。

また、市街地復興関連小規模施設整備事業費（荒浜地区）及び同（吉田地区）につきましても、事業の進捗状況を勘案し、荒浜地区における町道箱根田東線において7,900万円、吉田地区における町道浜吉田駅前線において1,800万円をそれぞれ改良工事費として追加補正するものが土木費の主なものであります。

9款消防費につきましては、市町村の消防の広域化へ向けた取り組みとして、平成26年度から岩沼市・亘理町・山元町の1市2町による消防広域化を検討してきたところでありますが、7月に岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部

消防広域化協議会が設立される運びとなったことから、設立準備及び運営に係る費用として負担金100万円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、町内の各小中学校施設においてそれぞれ早急な補修工事等が必要となったことから、小学校施設整備事業費において工事費として1,826万円を追加補正するとともに、中学校施設整備事業費におきましても工事費として1,878万円を追加補正するものであります。

次に、社会教育費におきましては、地域と学校が連携・協働し一体となって子供を育む地域学校協働活動の充実を図る目的で、前年度に引き続き県の交付金を活用して事業を推進するに当たり、当初予算に既に計上済みであるこの事業と同様の社会教育費内の事業費を減額し、一部事業を追加した上で地域学校協働活動推進事業費に組み替えるものであり、500万1,000円を追加補正するものであります。

続いて、運動場等管理経費におきましては、工業団地内多目的広場のグラウンド部分の整地が必要なことから工事費530万円を追加補正するもののほか、海洋センター管理費におきましては、海洋センタープール利用者からトイレの洋式化について強い要望があるため洋式トイレへの改修を行うほか、プール外部及び内部給水管の老朽化に伴う給水管改修が必要であることから、工事費として926万円を追加補正するものであります。

なお、当経費は平成28年度の9月補正予算において計上しておりましたが、入札が不調となったことから再度計上するものであります。

以上が教育費の主なものとなります。

11款災害復旧費につきましては、平成27年度から実施しております鳥の海公園の災害復旧事業において、公園内の園路舗装や電気設備及び照明施設の整備が必要となったことなどから、これらの工事費として8,000万円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、歳出で説明しました避難道路新設・整備事業及び市街地復興関連小規模施設整備事業の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税3,867万円を追加補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、国庫補助金において、当初予算で計上していた被災者健康支援事業に対する交付金が国から直接交付されることとなったことに

に伴い、被災者支援総合交付金511万5,000円を追加補正するほか、「もっとはらこめし ずっとはらこめし推進事業」及び「観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業」に対する地方創生推進関連の交付金を合わせて7,814万円を追加補正するものがその主なものであります。

14款県支出金につきましては、総務費県補助金としまして、消費者行政の推進等に対する地方消費者行政活性化補助金及び地方消費者行政推進事業補助金合わせて231万7,000円を追加補正するほか、公共ゾーン周辺道路及び林道一ノ坂線の整備事業に対する地方創生道整備推進交付金1億39万6,000円を追加補正するものがその主なものであります。

17款繰入金につきましては、役場新庁舎建設に係る公共ゾーン周辺道路整備事業において県支出金が交付されることが決定したことや、防災調整池整備工事を2カ年で実施することとなったことなどから、その財源としての庁舎建設基金繰入金を1億6,270万円減額補正するもののほか、今回の各種復興事業の財源として震災復興基金から640万円を、東日本大震災復興交付金基金から1億4,093万円を繰り入れするものであります。また、今回の補正の調整財源として14億2,110万円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

19款諸収入につきましては、雑入として地域のコミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金250万円を追加補正するもの及び契約書に基づく談合等の不正行為に係る公正入札違反金として5,250万2,000円を追加補正するもの、さらには、今回返還金が生じた多面的機能支払交付金について、町内4地区の資源保全隊からの返還金として602万円を追加補正するもののほか、亘理駅前広場の舗装復旧費に対する東日本旅客鉄道株式会社からの受託事業収入250万円を追加補正するものであります。

20款町債につきましては、「観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業」の地方負担分に対して借り入れを行う地方創生拠点整備事業債6,580万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、歳出でも説明いたしましたが、公共ゾーン防災調整池整備工事及びポンプ設置工事、また避難道路である町道荒浜江下線道路改良工事につきましては、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年度における限度額を設定するものであります。

また、債務負担行為の変更につきましては、中小企業振興資金損失補償料について貸付基準等の見直しに伴い、平成29年度から平成30年度までの設定期間を平成29年度から平成42年度までに変更するものであります。

最後に、第3表地方債の追加であります。地方創生拠点整備事業債の借入限度額について追加設定するものであります。

議案第54号「平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,122万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、一般管理費において、平成30年度分から都道府県が国民健康保険の財政運営主体となることを受けて、国民健康保険事業納付金算定等に必要なデータを宮城県に提供するためのシステム改修費として743万9,000円を追加補正するものであります。また、その財源といたしまして、歳入において国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として同額を追加補正するものであります。

議案第55号「平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,966万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、わたり温泉鳥の海運営費において、平成29年度消費税及び地方消費税の納税額に不足が生じる見込みであることから、公課費として170万円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源としまして、歳入においてわたり温泉鳥の海運営基金繰入金と同額追加補正するものであります。

議案第56号「平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきましては、臨時職員を1名雇用することに伴い、賃金130万2,000円を増額し、総額を8億8,182万5,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的支出につきましては、避難道路である町道荒浜大通線における橋梁架けかえ工事に伴い、水道仮設管のレンタルが必要となったことから28万4,000円を増額し、総額を4億7,710万1,000円とするものであります。

次に、諮問案件についてご説明申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち2名の委員の任期が平成29年9月30日に満了するため、諮問第1号につきましては引き続き武藤育子殿を、諮問第2号におきましては新たに菊池芳晴殿をそれぞれ人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例の一部を改正する条例）」及び承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）」につきましては、平成29年3月31日に「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」（平成29年法律第2号）等が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）」及び承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年度総務省令第28号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明申し上げます。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度亶理町一般会計補正予算（第7号））」につきましては、歳入における地方交付税のほか各種交付金及び町債借入金の確定や、歳出における防災集団移転促進事業費等の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには臨時福祉給付金経費等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,336万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億9,617万円としたものであ

ります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第8号「繰越明許費繰越計算書について」（平成28年度互理町一般会計予算）及び報告第9号「繰越明許費繰越計算書について（平成28年度互理町公共下水道事業特別会計予算）並びに報告第10号「繰越明許費繰越計算書について」（平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復興事業及び社会資本整備交付金事業において、平成28年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成29年度に繰り越したものでありますが、これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第11号「事故繰越し繰越計算書について」（平成28年度互理町一般会計予算）につきましては、平成27年度から平成28年度に繰り越して実施した事業のうち、他事業との工程調整に時間を要したことなどから平成28年度中に完了できなかった事業を事故繰越しとして平成29年度に繰り越したものでありますが、これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願の件

議長（佐藤 實君） 日程第4、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願の件を議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、登壇。

〔産業建設常任委員長 渡 邊 健 一 君 登壇〕

産業建設常任委員長（渡邊健一君）

平成29年6月13日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

産業建設常任委員会

委員長 渡邊健一

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受 理 番 号	請願第1号
受 理 年 月 日	平成29年2月23日
付 託 年 月 日	平成29年3月2日
件 名	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
審 査 結 果	不採択とすべきもの
委員会の意見	別紙のとおり

別紙を読み上げます。

委員会の意見

平成29年3月2日開会の第9回定例会において本委員会に付託された「農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願」について、平成29年3月14日当町の農業の現状について農林水産課に説明を求め、平成29年4月20日紹介議員である大槻和弘議員、高野進議員から請願の趣旨や願意の内容について説明を求め、質疑・審査を行いました。

審査に当たっては「願意が妥当であり、実現の可能性があるか」「町行政・議会の権限事項であるか」などを判断の基準としました。

この請願は、米価の下落により、稲作農家や米の流通業者の経営が立ち行かない状況となり、水田の持つ多面的機能を喪失し、地域経済がますます困難に直面するため、農業経営を下支えする政策として、生産費を補う農業者戸別所得補償制度の復活を求めるものであります。

農業者戸別所得補償制度は、兼業農家や小規模経営を含む全ての農業者が農業を継続することができるように、当時の民主党政権において2010年試行的に開始され、2011年に本格導入された制度で、生産調整を行った全ての農家に米の所得補

償交付金として10アール当たり1万5,000円を補償するとしたものです。その後、平成25年度からは自民党の農業政策として経営所得安定政策が推進され、米の直接支払交付金として、26年産米から単価を7,500円に削減し、29年産米までの措置（30年産米から廃止）とされております。

この農業者戸別所得補償制度を復活させるということは、小規模農家を一時的に守ることにはつながりますが、現在、農政が抱える米消費量の減少、農業従事者の高齢化という構造的な問題への解決には決してなりません。これからの農業政策は農地の集約化による生産コストの削減や、みずからの経営判断で需要がある作物の生産へと転換する取り組みを進めるなど、農政の抜本的改革であると考えます。

欧米の農家との比較もありましたが、欧米の政策は、農産物を世界に輸出し、外貨獲得や国際競争力を高める目的もあり、農業規模や環境が全く違う我が国の農業政策は単純に比較できない状況にあります。

また、請願には「水田が持つ多面的機能を喪失し、地域経済の成長を益々困難にしてしまうことはあきらかです」とありますが、今、政府が進めております経営所得安定対策は、これまでの米の生産調整を廃止し、飼料用米や米粉用米への助成として10アール当たり最大で10万5,000円を支給するなど、水田をフル活用し、むしろ水田の持つ多面的機能を維持することにつながるものであります。

平成30年度からは、行政による米の生産数量目標の配分を行わないことになっており、米の需給調整が崩れないように、現在の政策である経営所得安定対策の維持拡充に転換していくべきものであると考えることから、当委員会においては「不採択とすべきもの」と決しました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。6番、高野 進議員。

6番（高野 進君） 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願について、ただいま産業建設常任委員会からの「不採択とすべきもの」との報告に対し、反対の立場



から討論を行います。

T P P、環太平洋経済連携協定交渉により、今後ますます日本の農業は窮地に追い込まれることは必至であります。このような状況から、我が国の主食である米を初めとする麦や大豆等の主要農産物を栽培、生産する農家の経営を守り、意欲を持って生産に励んでもらうために、農業の経営を支える農業者戸別所得補償制度の復活が必要であると考えます。

ちなみに、当町での2012年、平成22年でございますが、農業経営体は1,315、経営耕地面積は2,892ヘクタールで、水陸、陸は余りないと思うのですが、水陸稲、稲ですね、収穫量7,710トンであったものが、5年後、平成27年は経営体が985、平成22年に比べて75%であります。経営耕地面積は2,622ヘクタール、これは平成22年比で91%で、水陸稲収穫量は7,190トン、同93%と、東日本大震災の影響があったにもかかわらず減少、激減しております。この数字は農林水産省農林業センサスから引用しております。

当町の基幹産業は農業であります。これが地域経済に悪影響をもたらさないとは言えません。地域経済の活性化のためにも、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるゆえんであります。よって、不採択とすべきものとの産業厚生常任委員会の報告には反対をいたします。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 原案反対討論でした。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 私は、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を不採択とすることに賛成の立場から討論を行います。

初めに、誤解のないように申し上げますが、決して農業者保護は不要という意味ではなく、制度改革が必要との趣旨に基づくものであります。

そもそもこの制度は、2010年、民主党政権時に導入されました。補償財源は、当初、事業仕分けによる無駄の削減で生み出すはずでございましたが、結局、自民政権時2.5兆円を超えていた農業予算を、2012年、2.1兆円まで大幅削減した上、基本的な農業基盤予算も7割カットして実現した制度であります。

そもそも全国一律で、専業・兼業関係なく、10アール当たり1万5,000円もらえ

て、さらには販売価格が標準価格を下回った場合、差額まで支給される制度のため、米農家にとっては確かに魅力ではございますが、この制度で一番得するのは農業従事者ではないということであります。この制度導入で、卸業者は生産者に売価を下げるよう要求するなど、結局買い手に有利な市場構造になっており、必ずしも農業所得の向上にはつながっておりません。

現在、この制度は経営所得安定対策に切りかわり、多面的機能直接支払制度創設など、農地を農地として維持することに対する支援策を強化しております。

確かに、まだ安全な制度とは言えない部分もあろうかと思えますし、昨今の農協改革も含め慎重かつ丁寧な議論を要する内容だとも思います。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著な今の農業の現状を目の当たりにしたとき、時代に即した農政の抜本的な見直しを進め、食料自給率の改善、国土保全、日本の安全安心な農産物のブランド化を国を挙げて推奨し、国際競争力を備えた農業基盤確立を目指すとともに、その政策に協力する個別農家支援も充実する制度改革を進めることが一番大事だと考えます。

したがいまして、今述べた趣旨の制度改革を要求する請願であれば賛成したわけでございますが、今回の請願は従前の制度復活が主であり、本町の農業政策に沿う内容ではないと判断した次第でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。

原案に対する反対の方の発言を許します。12番、大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 請願を不採択とすべきものとの報告に対し、反対の立場で討論いたします。

この請願は、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、平成25年度までは農業者戸別所得補償制度がとられ稲作農家の再生産を支えてきましたが、26年度からは、経営所得安定対策にかわって、10アール当たり1万5,000円の交付金が7,500円に半減となり、30年産米から廃止されようとしているもので、国民の食料と地域経済、環境と国土を守るために意見書の提出を求めるものであります。

先ほど経営者所得安定対策にかわって維持拡充を求めるといったようなことがありましたが、国は今までの政策をやめて、30年度産米からは生産調整の事実上の廃止と収入保険制度を導入しようとしております。収入保険制度は、価格下落傾向

のもとでは過去5年間の平均とする基準収入も補填金額も下がるのみと考えられます。1990年から2015年の25年間で米価が生産費を上回ったのは8年のみであり、生産コストを補償する仕組みにはなっておりません。収入が減れば基準収入も低下していくことになります。農家に高額の掛金となり、農水省の試算では基準収入で1,000万円、そして補償限度額、支払利率9割の場合、農家負担30万円ということになります。農家の所得が586万円ということなので、負担率は5.1%にもなるということでもあります。大規模農場のお手本のアメリカの場合は、2014年の農業法で生産コストに見合う目標価格を設定し、市場価格との差額を不足払いという制度をベースにして、農家は不足払いと収入補償のいずれかを選択できるようになっていますし、また、岩盤対策がしっかりしております。これに対して日本は岩盤対策がなく収入保険制度だけとなっており、生産調整の廃止と米価下落が続けば農家は大変な状況に追い込まれます。農業を基幹産業とする本町では打撃が大きいというふうに考えます。

したがって、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願の不採択に対し反対をいたします。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。4番、佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 私は、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を不採択とすることに賛成の立場から討論を行いたいと思います。

農林水産省の2015年農林業センサスでは、農業就業人口が209万人と5年前に比べ51万6,000人も減少しております。歯どめがかからない状況でもあります。亘理町においても例外ではなく、後継者不足、農業従事者の減少、高齢化の進展等々農業を取り巻く環境は大変厳しさを増しており、震災による離農者の多い現状であります。

このようなことに鑑み、政府は新たな農業・農村政策を策定し、平成30年度に米の生産調整の廃止や、農業全体での所得を10年間で倍増させる新たな交付金制度を創設しました。また、農地の集約、競争を強化する施策などを展開することで、時代に即した農政の抜本的な見直しを進め、食料自給率の改善、国土保全、日本の安全安心な農産物のブランド化など、国際競争力を備えた農業基盤を目指す成長産業としての強い農業の確立を図ることとしております。

亘理町においても、農業者の減少は耕作放棄地を増加させ農地の荒廃を進め、イ

ノシシの作物被害や住宅への進出、水路などのしゅんせつ、清掃の人手不足など、さまざまな問題を地域に投げかけております。

亘理町は農業を基幹産業と位置づけ、豊かな自然に恵まれた均衡ある田園都市として、農業を守り育てていかなければならないと思います。そのため本町においても、活力ある強い農業をつくるため、これまで農業の集約化や農業経営の大規模化を促進するため、農家、農業協同組合、宮城県、農林水産省、関係機関との協力のもと圃場整備を推進し、集落営農組織と担い手への大型導入を導入しております。

このようなこれまでの農業推進の状況から、2011年に民主党政権で導入された農業者戸別所得補償制度については、亘理町が進める農業とは相いれず、農業政策としては同意をできません。

よって、不採択とすることに賛成の意を表したいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。起立多数であります。

よって、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願の件は不採択とすることに決定しました。

日程第5 請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について

日程第6 請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書の件

議長（佐藤 實君） 日程第5、請願第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について及び日程第6、請願第3号宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書の件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号は産業建設常任委員会に、請願第3号は教育福祉常任委員会に、お手元に配付しました請願文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は産業建設常任委員会に、請願第3号は教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時00分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 高行

署名議員 渡邊 重益